

権利の放棄について

県は、次により権利を放棄するものとする。

1 放棄する権利

山形県信用保証協会が求償権に基づき取得する回収金のうち、県が平成17年2月4日に商工業振興資金の融資対象者として認定した者に係るものの一部に相当する額を受け取る権利

2 相手方

山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会

理事長 沼 澤 好 徳

3 放棄する権利に係る金額

2,739,527円

4 放棄する理由

山形県信用保証協会が県の権利の付随する求償権の一部を放棄するため、権利を放棄するものである。

提 案 理 由

山形県信用保証協会が求償権に基づき取得する回収金のうち、県が平成17年2月4日に商工業振興資金の融資対象者として認定した者に係るものの一部に相当する額を受け取る権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。

議第143号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて

県は、次によりあっせんを申し立てるものとする。

1 申立人

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

3 申立ての趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故により平成29年度に放射線対策等に要した費用として県が損害賠償を請求した金116,279,036円（以下「損害額」という。）のうち支払いについて同社と合意しない額として金62,400,896円並びに損害額に対する請求日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう和解のあっせんを求める。

4 申立ての理由

東京電力ホールディングス株式会社は、損害額及び遅延損害金について、その全額を支払うことに応じていない。

5 申立て先

東京都港区西新橋一丁目5番13号

原子力損害賠償紛争解決センター

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。